

令和8年度 松山市家庭的保育事業等指導監査実施方針

〔基本方針〕

家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）に対する指導監査については、関係法令、通知に基づき、事業者の自主性を十分に尊重しつつ、保育の提供が適正に行われていることの確認のために実施する。

なお、一般指導監査は、年に1回実地検査により実施する。

〔重点事項〕

①会計処理の適正化等

- ・経理規程等必要な規程が整備され、小口現金の保有等、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。
- ・現金、預金等の保管が適正に行われているか。
- ・内部けん制体制が確立され、適正に機能しているか。

②人材の育成と定着化

研修の機会を付与するなど職員の資質向上が図られているか。

- ・職員の定着化に向けた取り組みが実施されているか。

③人権侵害の発生防止及びその対策

- ・身体拘束、虐待の防止を図るための対策や体制の整備、苦情解決のための仕組みの周知徹底及び公表を行っているか。

④防災・防犯及び感染症対策

- ・必要な設備の整備及び物資の確保がなされているか。
- ・実効性の高い非常災害対策計画等を策定するとともに、その内容を職員間で十分共有しているか。

⑤職員配置・設備基準

- ・事業類型に応じた設備基準を遵守しているか。
- ・事業類型に応じた職員基準を遵守しているか。

⑥事故防止・安全対策

- ・安全計画を策定し、安全計画に基づいて必要な措置を講じているか
- ・職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しているか。
- ・保護者に対し、安全計画に基づく取組内容等について周知しているか
- ・施設外での活動等のために自動車を運行するとき、児童の乗車及び降車の際に、点呼等により児童の所在を確実に把握しているか。

- ・送迎バスを運行する場合、ブザー等乳幼児の見落としを防止する装置を設置し、降車時には乳幼児の所在確認をしているか。

⑦適切な保育の提供と支援の確保

- ・全体的な計画を作成するとともに、指導計画に基づいて保育が提供されているか。
- ・自ら業務の質の評価を行い、改善を図っているか。
- ・日常の安全管理、睡眠中のうつぶせ寝や食事時の誤嚥など重大事故の発生しやすい場面での事故防止の取り組みや危機管理はできているか。
- ・給食の献立は変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量が確保され、身体的状況及び嗜好が考慮されているか。
- ・アレルギー疾患を有するこどもへの保育は、保護者と連携し医師の診断及び指示書に基づき、適切な対応を行っているか。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、園の体制構築など、安全な環境の整備を行っているか。
- ・3歳未満児の食事提供は、原則として自園調理で行われているか。
- ・保育の提供終了後も必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう連携協力を行う施設を設定しているか。